

科学技術振興対策特別委員会議録第十七号

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 小笠 公昭君

理事 前田 正男君

理事 岡 良一君

理事 稲葉 修君

理事 楠美 省吾君

理事 山口 好一君

理事 福田 昌子君

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

理事 出席 国務大臣

選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

原子燃料公社法案(内閣提出第一二二号)

核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出第一二三号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

原子燃料公社法案及び核原料物質開発促進臨時措置法案の両案を一括議題といたします。

両案に対する質疑は、前回の委員会において一応終了いたしておりますが、岡委員より、最終的に十分ないし十五分間を限り、質疑を行いたい旨の申し出がありますので、特にこれを許したいと思ひますから、質疑はきわめて簡単にお願ひいたします。岡委員。

○岡委員 公社法については、委員長仰せの通り、質疑は打ち切られておるのでありますが、実は、私もどもいたしましては、基本法に基いて作られた関連法規、また作られた機関の運営等について、基本法の精神というものが明確に守られているか、あるいは基本法の各条章に従つて、その運営等が解釈をされ、推進をされておるかという点について、なおいささか遺憾の点を感じますので、この際、ごく簡単に、政府の所信だけ明らかにいたして、将来における原子力関係法規御提

出の場合においても、十分私どもの意を参考にしていただきたいと存するのであります。

そこでまず正力国務大臣にお尋ねをいたしたいのでありますが、私どもは、原子力法は原子力行政における憲法と存じております。従ひまして、各派共の提案として、議員立法でもつてした世界にもきわめて無比なといわれておるあの基本法の精神、諸目的というものは、あくまでも政府はそれを順守すべきものと存じております。その点につきまして、あるゆる関係法規の解釈、あるいはまた法規に基いて設置され、あるいはまた構成された委員会、施設等の運営等は、基本法の各条章の解釈に従ひ、その諸目的等をあくまでも順守するという御決意があるかどうかという点について、まず大臣の責任ある御所信を承りたいと思ひます。

○正力国務大臣 申し上げるまでもなく、基本法の精神は十分に尊重いたします。決してそれに従わぬようなことはいいたしません。

○岡委員 そこで、今度御提出の公社法に關して若干お尋ねをいたしたいのであります。原子力基本法第七條の二項の規定に基いてこの公社は設立をされたものと承知いたしております。ところが、ただいま御提出の限りでは、これは一個のいわば組織法でありまして、その実体法、管理法として別これを作るといふような御構想のようであります。この管理法につ

てのお取扱いは、その後いかがになつておるのであるまいでしょうか。この点、原子力局長からでもけっこうでございます。まず、御答弁願ひいたします。

○佐々木政府委員 この前にも御説明申し上げましたように、基本法の第七條二項に基きまして原子燃料公社法を提出いたした次第でございますが、しかしながら、これはあくまでも組織的な面の法律でございます。運営そのものの内容に關しましては、言いかえますと、基本法の第四章、五章、六章に關する諸事項に關しましては、別途管理法を設けまして、その中で管理の内容あるいは管理の手續等を法でもつて定めたいといふふうに考へております。その關係は、ちょうど専売法と専売公社法というふうに分別すると同じ考へ方でございます。従ひまして、この管理法の方ができませんと、運営に關しましては中身がまだはつきりしないわけでございますけれども、これを急いで作成する要もございませんので、ただいま研究中でございます。が、何せ手続的な面が多うございまして、あるいは本国会には間に合はぬのではなからうかといふふうな考へでございます。

○岡委員 基本法の第十條には、「核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精練は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行はしめる」といふことに相なつております。ここにうたはれておる事項は、当然公社の特権事項と相なるべきものと思ひます。私どもは承知いたしておるのでありますが、そのように承知していいのであります。

○佐々木政府委員 ただいまの段階では、公社の特権事項というものを考へてよろしいかと思ひますが、あるいはもう少し研究した上、若干のものに指定をするといふふうな考へることもあつておるかもしれませんので、そういう点にはもう少し研究してからといふふうに考へておりますけれども、ただいまのところでは、特権的にやらすように考へております。最終的の線には至つておりません。

○岡委員 私どもが、公社法につきまして、合同委員会でも参画いたしましたときにおけるわが党の諸君の意向は、この公社というものの性格に強く執着をいたしたことは御存じの通りであります。そのことは、やはり第十條等にうたはれておる核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲り受け及び精練というふうなものについては、あくまでも私的企業の類にこれをゆだねないといふことが、今後の日本の原子力行政、単に日本の原子力行政だけではなく、各国の事例に徴しても当然であり、また適当であらうといふ考へ方を持つておりますので、ただいまの局長の御発言のうちに、他のものにもまたこのことをなさしめるといふことについては、よほど周到な注意が必要かと思ひます。この点は、いづれまた今後の原子力運営上の問題として私も大いに皆さんの御意見を聞き、意のあるところは

三月二十七日

委員赤澤正道君及び木崎茂男君辞任につき、その補欠として楠美省吾君及び橋本渡君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

委員楠美省吾君及び橋本渡君辞任につき、その補欠として赤澤正道君及び木崎茂男君が議長の名で委員に選任された。

申し述べたいと思います。

そこで、この管理法を後日お出しになるといふことであります。公社にゆだねられた特権事項を、いかうな形で明示になるおつもりであるかという点を、なおいささか具体的にこの際お聞きをしたい。

○島村説明員 第十條の規程の方法についてのお尋ねでございますが、これはただいま局長からも申し上げましたように、管理法として提出いたしました場合に、十分御審議をわづらわしたい点でございますので、現在そのようなところまで申し上げます。これはいかかかと考えるのでございますけれども、大体において、第十條の趣旨をそのまま生かしまして、このような輸入、輸出、譲渡、譲り受け及び精練というような事業を行うものは、たとえば認可制をとるといふようなことにいたしました。その認可に当って政府がこれを指定するといふような構想で考えておるわけでございます。従いまして、お尋ねの原子燃料公社に実質的に行わしめるということになろうかと考えておるわけでございます。

○岡委員 なおさらに具体的な問題であります。この公社法のいづれを見ても、基本法に規定されておる精練という言葉はありません。基本法では、第十條で、核原料物質の精練、第十二條では「核燃料物質を生産し」と明確に精練、生産ということが書き分けられてあるわけであり、精練の問題は、公社の事業あるいはその特殊な性格にかかわる重要なポイントであるといふことは考えておるわけであり、さういふところに、原子力基本法とその後に提出される関連法規との間

におけるずれを私は感ずるのであります。特に精練という文字を避けた理由は、一体どこにあるのでありましようか。

○島村説明員 技術的にもなかなかむずかしい点でございますけれども、核原料物質を精練いたしました場合に、でき上りますものは、即核燃料物質といふふうな觀念したわけでございます。従いまして、第十條をこらんになす。従いまして、核原料物質の精練というふうに書いてございしますが、また一方、基本法におきましても、核燃料物質の生産という言葉が第十二條関係で使われておるわけですから、従いまして、この公社法を作りまして、三項の公社の業務範囲にもございまして、三項の核燃料物質の生産という語の中で、当然に精練を考へて、かような表現にいたしてあるわけでございます。なお、精練といふと、非常にその言葉の内容が技術的な点と関連いたしまして、疑義を生ずる向きも必ずしもないわけではないうといふような観点から、一応生産といふことに統一してございすけれども、これは基本法と無関係にかような言葉を考へ出したわけではございしません。核燃料物質の生産という言葉も基本法にちゃんとあつてございすので、これはむしろかような法律では統一いたしまして書いたというにすぎません。特に精練という語を排除したという意味ではございせんので、御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○岡委員 一応御説明を承わつて了承いたしましたのであります。繰り返してこの機会に希望を申し上げますこと

は、ともあれ、原子力基本法の精神、諸目的といふものは、今後も御提出になる関連法規については十分に尊重し、われわれは国会において、基本法に従つてその条章を解釈し、またその運営も基本法の諸目的に従つて批判をするという立場にありたいと思ひます。この点、終始御留意を願うことを心から念願いたしまして、私の質問を終えたいと思ひます。

○有田委員長 以上をもつて両案に対する質疑は終了いたしました。これより討論に入りますが、討論の通告もございせんので、討論はこれを省略いたし、これより採決に入ります。

原子燃料公社法案及び核原料物質開発促進臨時措置法案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○有田委員長 起立総員。よつて両案は原案通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました議案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○有田委員長 御異議なければ、さよう取り計らいいたします。

○有田委員長 次に、お諮りいたします。科学技術振興対策に関する件、すなわち原子力の問題、南極探險の問題、太陽熱の問題、一般科学技術協力の問題などに関し、参考人より意見を聴取いたし、その調査を進めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○有田委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

なお、参考人の人選に關しましては、原子力問題に關しましては、たとえば湯川博士、嵯峨根君、一本松君などを参考人としたしたいと存じますが、その他の参考人に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○有田委員長 御異議がなければ、委員長は理事各位と協議の上、人選及びその日時を決定いたしたいと存じます。

本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四分散会

〔参照〕

原子燃料公社法案(内閣提出)に関する報告書

核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

頁数	行	誤	正
四一	二	探鉱場	探鉱場
八三	末	各行頭を一字下げる。	

科学技術振興対策特別委員会議録第十三号中正誤